

## 議案第12号

富士見市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定する。

令和6年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

第9期高齢者保健福祉計画の策定等に伴い、富士見市介護保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市介護保険条例の一部を改正する条例

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 介護認定審査会（第2条―第9条）」を「第2章 介護認定審査会（第2条―第8条）」に改める。  
別給付（第9条―第9条の3）」を第2章の2 市町村特別給付

第9条を削る。

第2章の次に次の1章を加える。

### 第2章の2 市町村特別給付

（市町村特別給付）

第9条 市は、法第62条に規定する市町村特別給付として、規則で定める者（以下「市町村特別給付対象者」という。）に対し、紙おむつの支給を行う。

2 前項の紙おむつの支給に要する費用のうち、100分の90に相当する額を市の負担とし、100分の10に相当する額を市町村特別給付対象者の負担とする。

3 前項の規定にかかわらず、災害その他規則で定める特別の事情により、市町村特別給付対象者に、前項の費用を負担させることが相当でないと認めるときは、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の100」とし、「100分の10」とあるのは、「100分の0」とする。

（市町村特別給付の制限等）

第9条の2 市は、法第63条から第69条までの規定により市が行う保険給付の制限等の例により、市町村特別給付の制限等を行う。

（市町村特別給付の規則への委任）

第9条の3 法令及びこの条例に定めるもののほか、市町村特別給付に関し、必要な事項は、規則で定める。

第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「32,472円」を「31,668円」に改め、同項第2号中「45,460円」を「47,676円」に改め、同項第3号中「48,708円」を「48,024円」に改め、同項第4号中「58,449円」

を「62, 640円」に改め、同項第5号中「64, 944円」を「69, 600円」に改め、同項第6号中「72, 087円」を「80, 179円」に改め、同号ア中「125万円」を「120万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「84, 427円」を「90, 480円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「107, 157円」を「103, 564円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「110, 404円」を「117, 972円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「123, 393円」を「130, 430円」に改め、同号ア中「600万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第13号中「142, 876円」を「208, 800円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「136, 382円」を「188, 198円」に改め、同号を同項第14号とし、同号の前に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 170, 380円

ア 合計所得金額が800万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第10条第1項第11号中「129, 888円」を「157, 783円」に改め、同号ア中「800万円」を「720万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 144, 420円

ア 合計所得金額が620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第10条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,483円」を「19,836円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,483円」を「19,836円」に、「32,472円」を「33,756円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,483円」を「19,836円」に、「45,460円」を「47,676円」に改める。

第12条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の富士見市介護保険条例第10条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度までの保険料については、なお従前の例による。